

## 誓 約 書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第 56 条第 1 号に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）若しくは廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 法第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 法第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに 1 から 5 までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記欠格要件 1 から 7 のいずれにも該当しないことを誓約します。

年      月      日

住      所 \_\_\_\_\_

氏      名 \_\_\_\_\_ 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)